

○えびの市地域活性化起業人制度実施要綱

令和7年4月24日
えびの市告示第88号

(趣旨)

第1条 人口減少、少子高齢化などの進行が著しい本市において、地域外の企業の社員を一定期間受け入れ、その知見を活かし、地域活性化や定住促進、さらに地方圏への人の流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力及び価値の向上、安心・安全につながる業務等に従事することで、地方創生の実現を図るため、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和3年3月30日付総行応第78号）に基づき、えびの市地域活性化起業人制度を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三大都市圏 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。
- (2) 派遣元企業 三大都市圏に所在し、社員を市に派遣する企業等をいう。
- (3) 地域活性化起業人 次に掲げる要件のいずれも満たすものをいう。

ア 派遣元企業の社員（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する社員を含み、入社後2年未満の社員は除くものとし、派遣元企業からの派遣の際、現に市の区域に勤務する社員を除く。以下同じ。）であること。

イ 派遣元企業から派遣されている6月以上3年以内の期間（以下「派遣期間」という。）、継続して市に派遣され、前条に規定する目的の達成に資する業務に従事する派遣元企業の社員であること。

(従事職務)

第3条 地域活性化起業人は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 第1条に規定する目的の達成に資する業務
- (2) その他市の課題解決に資する業務

(委嘱及び身分)

第4条 派遣元企業は、企業で培われた人脈、専門的知識及び知見を活かしながら、前条各号に掲げる業務を遂行できる者を市に派遣するものとする。

2 地域活性化起業人は、派遣元企業の社員の身分を有するものとし、市長が地域活性化起業人として委嘱する。

(受入期間)

第5条 市が同一の派遣元企業から連続して地域活性化起業人を受け入れることのできる期間は、3年以内とする。

2 市は、前回の派遣から1年を経過している派遣元企業からの派遣にあつては、改めて3年を上限として受け入れることができる。

(給与、諸手当等)

第6条 地域活性化起業人の給与、諸手当等は、派遣元企業が支払うものとする。

2 地域活性化起業人は、派遣期間中も派遣元企業の社員として加入する健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働災害補償保険の被保険者とする。

(協定)

第7条 市長及び派遣元企業は、地域活性化起業人の就業条件及び派遣等に関し必要な事項について、この告示に定めるもののほか、市と派遣元企業の協議の上、合意した事項について協定書を締結するものとする。

(解嘱)

第8条 市長は、地域活性化起業人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することが困難であると認められるとき。
- (3) 派遣元企業の都合により職務を継続できなくなったとき。
- (4) 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- (5) その他地域活性化起業人として必要な適格性を欠くと認められるとき。

(守秘義務)

第9条 地域活性化起業人は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。